

赤塚税務会計事務所通信

令和5年度税制改正大綱

～税制改正の内容は??～

新年あけましておめでとうございます。

皆様のご健勝と貴社の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

原材料費や燃料費の高騰、円安、中央銀行による金利の見直しなど、企業経営環境は決して恵まれている状況とはいえませんが、経営環境の変化に気を配り、ビジネスを発展させていきたいですね。

さて、令和5年度の税制改正大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。このうち注目度の高いものをいくつかピックアップしてご紹介したいと思います。

消費税インボイス制度①

本年(令和5年)10月より開始になるインボイス制度に改正がありました。

本来、消費税の納税義務は、原則的には2期前の売上が1,000万円超の場合に発生します。2期前の売上が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務はないのですが、そうするとインボイスを発行することができません。

インボイスが発行できない場合には、売上先事業者が納税する消費税額が従来より大きくなってしまいうこともあり、売上先からインボイス発行事業者(消費税の納税義務者)になるよう要請される場合もあるのです。

この「インボイス制度がなければわざわざ消費税の納税義務者になる必要のない小規模事業者」の負担を軽減する措置が講じられます。

具体的には、令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する課税期間については、売上税額の20%を納税すればよいことになります。

仮に、ある期の売上が税抜800万円の場合、 $800 \text{万円} \times 10\% (\text{消費税率}) \times 20\% = 16 \text{万円}$ が納税額となります。

消費税インボイス制度②

また、インボイス制度開始後については、インボイスの保管が厳しく求められます。インボイス制度開始前については、3万円未満の取引の場合、帳簿の記載があれば、請求書や領収書の保管は義務化されていませんでした。

この「インボイスの保管」についても事務負担の軽減措置が講じられます。

具体的には、2期前の売上が1億円以下又は直前期の上半期の売上が5,000万円以下の事業者に限り、1万円未満の取引については、帳簿の記載があればインボイスの保管義務がなくなります。

この事務負担軽減措置は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの取引が対象となります。

裏面に続きます～

NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

「貯蓄から投資へ」を目的とした NISA 制度が拡充されます。

株式の売却や配当については、通常、所得税が課せられます。NISA 制度は、個人の投資を促進する観点から一定額までの投資については、その運用によって得られた利益を非課税とするものです。

これまでの NISA 制度は、一般 NISA とつみたて NISA があり、それぞれに非課税保有期間(一般:5年、つみたて:20年)と年間非課税枠(一般:120万円、つみたて:40万円)が定められていました。また一般 NISA とつみたて NISA は併用することができず、年単位でどちらかを選択することになっていました。

これが令和 6 年より制度が見直し・拡充されます。まず、非課税保有期間が撤廃され、無期限に非課税の対象となります。また、年間の投資枠は投資対象商品により、つみたて投資枠の商品については 120 万円まで、成長投資枠については 240 万円となります。そして非課税保有限度額 1,800 万円という総枠が設けられることになりました。つみたて投資枠と成長投資枠については併用可能ですが、総枠である保有限度額 1,800 万円を超えることはできません。

相続時精算課税制度の見直し

贈与税の計算方法については、暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。相続時精算課税

とは、贈与税の計算につき 2,500 万円の特別控除があるかわりに、贈与で受け取った財産を贈与者が死亡した際に相続財産として相続税の計算に含めるものです。これまで、相続時精算課税制度を選択した場合には、対象となる贈与者からの以後の贈与については、暦年課税の基礎控除 110 万円を使うことはできませんでした。

今回の改正により、令和 6 年以降の贈与について、相続時精算課税の場合でも 110 万円の基礎控除が認められることとなりました。

相続財産に含まれる生前贈与の範囲の見直し

これまで、相続税を計算する場合には、相続開始前 3 年間の生前贈与財産を相続財産に加算することとされていました。今回の改正により令和 6 年以降は対象となる生前贈与期間が 3 年間から 7 年間に延長されました。ただし延長した 4 年間分については 100 万円を控除した金額が相続財産に加算されます。

まとめ

税法は政治や政策の関係もあり、毎年のように法改正があるという極めて特殊な法律です。改正により利用しやすくなった制度もありますので、うまく活用していきたいですね。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！